

「枚方市ホームページ」への有料広告掲載の取扱いに関する基準

平成 22 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この基準は、枚方市有料広告の取扱いに関する要綱（平成 16 年 6 月 30 日制定）（以下「要綱」という。）に基づき、枚方市（以下「市」という。）がインターネット上に公開しているホームページ（以下「市ホームページ」という。）への有料広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告を掲載することができない者)

第 2 条 要綱に定めるもののほか、広告を掲載することができない者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 枚方市が発注する契約の指名競争入札参加者の指名を停止されている者
- (2) 枚方市建設工事暴力団対策措置要綱に基づき、除外されている者
- (3) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（ただし、同法に基づく更正手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (4) 商法に基づき会社の整理の開始を命ぜられている者（ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める者

(広告の種類及び範囲)

第 3 条 市ホームページに掲載する広告は、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）が指定するホームページにリンクする広告（以下「バナー広告」という。）とし、要綱に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しないものとする。

- (1) 広告する商品本来の使用目的から逸脱し、いたずらに享乐的な面を強調するもの
- (2) 風紀上好ましくない表現があるもの
- (3) 男女間の交際を仲介すること等を目的とするもの
- (4) 消費者保護の観点から適切でないものや、犯罪行為を容認・誘発するおそれのあるもの
- (5) 広告の目的が正当な取引とは認められないもの
- (6) 自己の優位性を強調するために他を中傷するものや、引き合いとするもの
- (7) 枚方市が広告をしているような誤解をあたえるものや、広告内容を誤認させるような紛らわしい表現のあるもの
- (8) 他人の名誉を傷つけるおそれのあるもの、または不快な印象を与えるおそれのあるもの
- (9) 広告内容が非科学的と考えられるようなものや、事実と異なるもの
- (10) 個人の氏名を宣伝するおそれがあるもの
- (11) 求人広告又はこれに類するもの

(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が市ホームページに掲載することについて不相当と認めるもの

- 2 前項の規定は、バナー広告からのリンク先として広告主が指定したホームページの内容についても適用する。

(掲載の申込み方法)

第4条 広告の募集、受付け及び掲載については、市が指定する広告代理業を営む者（以下「広告代理店」という。）が取扱うものとする。

- 2 市ホームページに広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、広告代理店に枚方市ホームページ広告掲載申込書（以下「申込書」という。）を提出しなければならない。
- 3 前項の申込書を受けた広告代理店は、前条の規定に基づき、広告掲載の適否を判断し、相当と認める場合は、申込書及び掲載する広告の原稿を市に提出し、承認を受けなければならない。
- 4 広告代理店は、前項の承認を受けたときは、速やかに申込者に通知しなければならない。
- 5 前各項の規定にかかわらず、広告の募集等を広告代理店が取り扱うことができない特別な事情があると市が認めるときは、別に定めるところにより市が直接行うものとする。

(広告の掲載料金等)

第5条 広告代理店が市に支払う広告の掲載料金並びにそれに要する費用は、市と広告代理店とで別に契約する金額とする。

- 2 広告の掲載料金並びにそれに要する費用の支払時期は、市と広告代理店とで別に契約する時期とする。
- 3 広告主は前条の規定に基づき広告を掲載するときは、広告主と広告代理店とで別に契約した金額を契約した支払方法にしたがい、広告代理店に支払わなければならない。なお、広告原稿の作成及び提出に要する費用は、広告主の負担とする。ただし、事情があつて、市が広告代理店との契約を年度途中で解約した場合は、広告代理店との契約内容を基本として、市と広告主の間で広告掲載について協議する。
- 4 前3項の規定にかかわらず、前条第5項の規定により市が直接広告の募集等を行う場合における広告の掲載料金等については、別に定める。

(広告の掲載場所)

第6条 広告の掲載場所は、市ホームページのトップページを基本とし、当該トップページ内の掲載位置は、市が指定するものとする。

(広告の規格等)

第7条 広告の規格は次のとおりとする。

- (1) 縦 60 ピクセル

- (2) 横 150 ピクセル
- (3) 4 キロバイト以内
- (4) G I F 形式 (G I F アニメ不可)
- 2 市ホームページに掲載するバナー広告は、「JIS X 8341-3 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」の規定に配慮しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、バナー広告中の画像を点滅させることは、部分的なものも含め認めない。

(広告の掲載期間)

- 第8条 広告の掲載期間は、原則として1月単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。なお、月途中からの掲載の場合、第5条で定める掲載料金の日割り計算等の割引はしないものとする。
- 2 広告は、掲載開始日の午前9時から掲載を始め、掲載終了日の午後5時をもって終了するものとする。
 - 3 広告掲載期間中、市の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じたときは、閉鎖した時間を24時間で除して得た日数(端数時間切捨て)に相当する期間、広告掲載期間を延長するものとする。

(広告主の責務)

- 第9条 市ホームページに掲載した広告に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。
- 2 広告の掲載、掲載の中止等により、市に損害が発生した場合は、広告主がその損害を賠償しなければならない。
 - 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(広告掲載の取消)

- 第10条 市長は、次の規定に該当する場合、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができる。
- (1) 広告主がホームページを事前の連絡なく閉鎖したとき
 - (2) 広告主がホームページの内容を広告掲載申込時から変更し、第3条の規定に反する状態に至っていると市長が認めたとき
 - (3) 前2号に掲げるものの他、市長が当該広告主の広告を掲載することが不相当であると認めたとき
- 2 前項の規定に基づき、広告掲載を取り消した場合、広告主に損害が生じたとしても、市はその損害の賠償の責めを負わないものとする。